

令和6年6月5日

指名停止措置について

1. 概要

- (1) 契約件名：消費者庁における自動車運行管理業務
- (2) 契約日：令和6年4月1日
- (3) 業者名：日本道路興運株式会社
- (4) 停止理由：運行管理者（乗務員）による規律違反があったため

2. 指名停止業者

日本道路興運株式会社 代表取締役 山口 哲也

3. 指名停止期間

「消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」の別表「贈賄及び不正行為に基づく措置基準」の「9 不正又は不誠実な行為（1か月以上9か月以内）」に該当し、本件の指名停止期間は6か月とする。

4. 指名停止の理由

令和6年5月、本契約の業務中に運行管理者（乗務員）による重大な規律違反が認められた。仕様書では、「受注者は、運行管理者および代替者の風紀衛生及び規律維持に関して一切の責任を負うこと。」とされており、受注者の使用者責任は免れない。

これは、不誠実な行為であり、契約の相手方として不適當であると認められるため、指名停止を行うものである。